

## 山口県立岩国高等学校同窓会東京支部会則

(名称)

第1条 本会は、岩国高等学校同窓会東京支部と称する。

(目的)

第2条 本会は、母校との連携を密にし、会員相互の交流と懇親を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び情報交換（ホームページ等による情報発信を含む。）
- (2) 母校の発展に寄与する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、関東地域に在住する岩国高等学校同窓会の正会員および特別会員で、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第5条 本会の運営のために、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 学年幹事 各学年若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 運営委員 若干名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選任)

第6条 支部長および監事は、会員の中から総会で選任する。

- (2) 副支部長は、会員の中から支部長が指名して総会で承認を得ることとする。
- (3) 会計は、会員の中から支部長が指名して総会で承認を得ることとする。
- (4) 学年幹事は、各学年ごとの推薦を受けた者から、支部長が委嘱する。
- (5) 運営委員は、学年幹事の中から支部長が指名する。
- (6) 顧問は、役員の合議により支部長がこれを推薦する。

(役員の仕事)

第7条 支部長は、本支部を代表し、支部業務を総理する。

- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。

- (3) 監事は、本支部の会計及び財産、並びに業務の監査を行う。
- (4) 会計は、本支部の会計業務を行う。
- (5) 学年幹事は、各卒業年の会員を取りまとめ支部業務の運営執行を分担する。
- (6) 運営委員は、支部総会の運営について他の学年幹事と共同して執行する。
- (7) 顧問は、支部長の諮問に応じる。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(2) 役員に欠員が生じたときは、第6条に定めるところによりこれを選任する。ただし、その任期は、前任者の残存期間とする。

#### (会議)

第9条 本支部の運営のため、次の会議を置く。

- (1) 総会・懇親会は、年1回開催する。(原則として、毎年10月の第3土曜日)
- (2) 役員会・運営委員会等は、必要に応じ、随時、支部長が開催する。

#### (資産及び会計)

第10条 本支部の経費は、支部総会参加者から徴収する会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- (2) 総会および懇親会の費用は、その都度必要に応じ徴収し、残金のある場合は、運営費に繰り入れる。また、この会を維持するために会員等から寄付金を受け付けることができる。
- (3) 財産の管理ならびに収支は、会計担当の役員が善良なる管理者の注意をもってこれに当たる。
- (4) 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- (5) 各会計年度終了後の直近の総会において、会計担当役員は支部の資産および会計の状況を、また、監事は、その監査結果についてそれぞれ報告する。

#### (事務局)

第11条 本会に事務局を置く。

- (2) 事務局は、支部長の自宅に置く。

#### (変更)

第12条 本会則の改定は、役員会の決議により行い、総会に報告する。

#### 附 則

##### (施行期日)

本会則は、平成29年10月21日から施行する。